1 基本方針

「自主性」「独創性」「協調性」「計画性」「環境性」の5つを重視し、一人ひとりの個性や能力を存分に発揮・集結させて、クラスそれぞれの"味"を生かしたものを作り上げていく。

2 日時 2024年9月6日(金)・7日(土)

9月6日(金)博覧会	8:30 点呼 ST 8:45 博覧会準備・清掃 9:30 博覧会開始 15:30 博覧会終了 点呼・ST
9月7日(土)博覧会	8:30 点呼 ST 8:40 博覧会準備・清掃 9:00 博覧会開始 15:00 博覧会終了 片付け 終了後点呼・ST 16:30 片付け完了(後夜祭開始)

3 企画・準備

1 基本事項

【クラス発表】

- ①クラスの「自主性」「独創性」「協調性」「計画性」「環境性」を活かした発表の場とする。
- ②発表場所は、教室・体育館・他の企画で使用しない特別教室等とする。
- ③使用場所は実行委員会で調整する。
- ④公演や発表のスケジュールを、各フロア(北棟4F・3F・・・)に、各クラスの代表者が集まり調整する。
- ⑤クラスの装飾は文化祭前日《9月4日(水)》の授業後から行うことができる。
- ⑥特別教室、貸出備品などの使用は実行委員会の指示に従う。貸出備品については別途指示をする。

【部活動発表】

- ①日頃の活動内容を発表する場とし、ステージ発表は文化祭で行う。教室発表(展示型)は文化祭および博覧会で行う。
- ②掲示物は許可する。

2 発表企画書

- ①企画書は「計画性」という趣旨に沿って各発表が円滑に計画的に行われるよう促すことを目的とする。 p.2-3 の諸注意に沿った計画を立てる。
- ②各クラスは「博覧会クラス発表企画書」を事前に1次、2次、最終に分けて提出する。 各部活動は「博覧会部活動発表企画書」を1次・最終に分けて提出する。

第1次企画書(5/20(月)16:45 締切) …ジャンル、大まかな内容、使用場所等

- 第2次企画書 (6/21(金)16:45 締切) …タイトル、各責任者、詳しい内容、配置図、使用備品等 最終企画書 (8/29(木)16:45 締切) …内容の変更点、使用備品、衣装、予算、配置図等
- ③各クラス・部活動は企画書の項目に書いていないことでも、必要と思った内容は記入する。
- ④博覧会実行委員会は各企画書を審議し、審査の対象とする。
- ⑤体育館・特別教室の使用の申し込みは原則として第1次の受付終了をもって打ち切る。

@ 諸注意 <計画を立て企画を進める上で、下記の事項を守るようにする>

● 全般 (クラス)

- (1) 発表時間について
 - ①各クラスの発表時間は原則30分以内とする。
 - ②教室公演は1日3回以上とする。
 - ③当日の追加公演は禁止する。

(2) 発表場所について

- ①クラスで使用できる発表場所はHR教室、体育館、大講義室、音楽室、多目的2、多目的3とする。
- ②①の場所以外を希望する場合は生徒会顧問と相談して決定する。
- ③体育館を公演形式で使用できるクラス数は原則8クラスまでとする。
- ④体育館以外の特別教室を使用できるクラス数は各1クラスとする。
- ⑤HR教室以外を希望するクラスが複数あった場合は3年生の発表を優先させ、抽選を行う。

(3) 金銭について

- ①盗難等のトラブル防止のため営利目的ではなくとも、金銭を扱う発表は許可しない。
- ②1クラスで8万円の経費を越える発表は行わない。
- ③各クラスは会計報告書を提出する。

(4) 食品について

①衛生上の問題、ゴミ処理の問題があるため、食品を扱う発表は許可しない。

(5) 服装について

- ①制服、クラスTシャツ、体操服、発表時の服装を許可する。 (発表時の服装で呼び込みを行うことは できるが、教室を回ることはできない。)
- ②服装は、高校生らしく、向陽生の品位を保ったうえで発表上必要なものとする。
- ③クラスや部活等の発表時の服装は異装届を出し、許可された物を着用する。
- ④履き物は発表場所の床を傷つけないようにしなければならない。また、発表場所以外に発表用の履き 物を使用しない。
- ⑤博覧会開催中、校外へ出る時制服を着用し、外出許可をとること。

(6) 発表中について

①博覧会中に呼び込み行為などを行う際には、他のクラスの発表や通行を妨げない。

(7)配布物・賞品について

①禁止とする。

(8) その他

- ①準備は決められた期間内に決められた場所で行う。時間外及び校外での準備についてはできるだけ 避け、どうしても必要な場合は担任及び生徒会顧問と相談のうえ、その許可のもとで実施する。ま た、特に夜間等の時間外の活動は、行ってはならない。
- ②状況により、準備段階、発表時に新たな規制が加わることがある。
- ③以上の他に博覧会に関することは実行委員会の指示に従う。従わない場合は発表を中止してもらうことがある。
- ④博覧会中は教室施錠できないクラスもあるほか一般公開もあるため、タブレット端末を含め、貴重品の管理を各自徹底すること。

● 教室発表

- (1) 音量について
 - ①大きな音を出すなど他の発表の迷惑となるものは許可しない。
 - ②マイクの使用は許可しない。
 - ③普通教室において、エレキギター等の電子楽器類やドラムなど大きな音が出る楽器の使用は許可しない。
 - ④楽器を使用の際(宣伝等の使用も含む)はすべて第2次・最終発表企画書に記載すること。
- (2) 安全面について
 - ①安全への配慮から、**危険性を伴うような発表**は許可しない。教室の明るさに関しては観客・参加者が移動できる程度に足もとの光源を確保することとする。暗さを求める発表内容について担任、博覧会実行委員、生徒会部教員の許可を得ること。
 - ②各使用教室の電灯は、点灯・消灯が可能なようにする。
 - ③危険防止のため、廊下の出窓に物を置いたり乗ったりしない。観客にも注意を促す。
 - ④机や椅子などを積み上げる場合は、押しても倒れることが無いように工夫して安全性を確保すること。なお、天井は薄い板(ボード)が張られているだけなので、突っ張り棒等は使用しないこと。
 - ⑤殺陣(たて)やアクションなどの演出は、観客及び出演者の安全を十分に考慮する。
 - ⑥ホラー映画は8月中旬までに博覧会実行委員の点検を受ける。
- (3) 装飾について
 - ①装飾については【学校施設使用規定】を遵守する。
 - ②渡り廊下および脱履の装飾は禁止とする。
 - ③その他実行委員会の判断により、通行の妨げになると思われた場合はすぐに取り除いてもらう。
- (4) 観客席を設ける場合は外来者優先席をできるだけ多く用意しその席をわかりやすく明示すること
- (5) 大講義室、音楽室などの特別教室使用については、3年生を優先とする。
- (6) 特別教室を使用するクラスの教室内は使用しないこと。他団体に貸し出す場合もあり得る。

● 体育館発表

- ①【体育館生徒使用心得】を遵守する。
- ②暑さ対策による換気の必要性から、発表クラス数や公演時間を制限することがある。
- ③体育館では特に以下のことを厳守する(i・iii・iv・vについては、観客にも徹底させる)
 - i) 履き物は原則所定の体育館シューズを使用する。演出面での変更は相談に応じる。
 - ii) 放送・照明室等に入る場合は、関係教員が付き添う。
 - iii) 消火栓・警報器等は非常の場合以外絶対に触れない。
 - iv) 飲水はキャップやふたが付いて持ち主がわかるもののみ認める。
 - v) 食事(おやつを含む)をしない。
 - vi) 使用後は必ず整理・整頓をし、清掃をする。
- ④体育館を使用するクラスの教室内は使用しないこと。他団体に貸し出す場合もあり得る。
- ⑤体育館使用は、3年生(劇、ミュージカル等観客を入れて行う企画)を優先する。
- ⑥体育館発表の際、ピンマイクを8個まで生徒会から貸し出すことができる。

4 審査・当日の運営

1 博覧会審査活動について

- ①クラス発表の質の向上をはかるため審査を行う。
- ②各クラスより、構成された審査委員が、審査にあたる(各クラス2名、計54名)。
- ③最優秀クラス、優秀クラスおよびその他基本方針にそった素晴らしい発表を行ったクラスを表彰する。
- ④審査基準については、審査委員会より発表する。なお、企画書や教室点検での不備も含める。

2 クラスPRについて

- ①全校生徒に発表についてアピールをするため、ステージでクラスPRを行う。
- ②全クラスが参加する。
- ③クラスごと101から309まで順番に博覧会のクラス発表のPR(1分間)をする。
- ④各クラス8名までとする。
- ⑤事前にクラスPR企画書を提出する。
- ⑥審査の方法等については審査実施要項に記載する。
- ⑦詳細は責任者会にて検討する。

3 ポスターコンクールについて

- ①全校生徒と来客者に発表についてアピールをするため、各クラスの発表内容を知らせるポスターを制作する。
- ②全クラスが参加する。
- ③プラスチック段ボールにB紙を貼り、ポスターを製作する。
- ④材料は可燃物のみとする (不燃物を使用した場合は審査対象外とする)。
- ⑤全クラスのポスターを掲示する場所を確保する。
- ⑥ポスターは外来者および全校生徒の投票によって審査される。
- ⑦詳細は責任者会にて検討する。

4 一般公開について

- ①全校生徒の活動の成果を見てもらうため、一般公開を行う。<9月7日(土)>
- ②一般公開は、本校生徒の家族、本校生徒の友人(各2名まで)、本校の卒業生、中学生、近隣住民に限る。
- ③各種招待券は、後日配布するほか、本校 HP に掲載する。
- ④一般公開の入場は北門から行う。
- ⑤博覧会実行委員会により、入場者が多く校内が飽和状態であると判断された場合は、入場を一時制限することもある。
- ⑥受付係として各クラス3名選出する。

5 警備について

- ①博覧会当日の警備は生活常任委員会が担当する。
- ②担当責任者は生活常任委員長とし、各クラス2名、計54人で当日の警備にあたる。

6 ゴミ・清掃について

- ①清掃を行い校内美化に努める。
- ②博覧会当日および準備期間の環境整備は保健常任委員会に協力してもらう。
- ③「環境性」の観点からも、ゴミ減量について計画段階から充分に配慮してクラス発表の企画を進める。
- ④リサイクルステーション(場所未定)を活用する。運営は保健常任委員会が担当する。
- ⑤ゴミ処理はしっかりと分別をする。
 - (i) 紙類 (ii) 段ボール (iii) 木材・ベニヤ板 (注意) 釘等を抜いておくこと
 - (iv) 金属 (v) その他のゴミ
- ⑦ゴミ袋は透明あるいは半透明の中身が見えるものを各クラスで不足することがないように用意する。 ※生徒会ではゴミ袋を用意しません。ゴミ袋代もクラス予算に含め、ゴミ減量に努める。

7 博覧会実行委員会の企画・活動

- ①博覧会の趣旨に沿った企画を計画していく。
- ②校内装飾を計画・実行する。
- ③博覧会を盛り上げるためのPR・広報活動を行う。
- ④審査活動を行う。

【学校施設使用規定】

【大原則】 1 安全性の確保

- 2 原状復帰が可能であること(備品・施設の本来の目的に合った使用)
- 3 廊下の通行確保

1 道具の使用規定

(1) テープ類

①種類 使用可 ○布ガムテープ・養生テープ(マスキングテープを含む)

使用不可 ×上記以外のテープ (使用後あとが残るため)

②場所 使用可 ○窓枠・黒板枠・掲示板枠・ドア枠のアルミ部分・机、椅子の脚

使用不可 ×上記以外の場所(塗装がはがれてしまうため)

(使用不可な場所の例…ガラス、ロッカー、壁面、天井、床、その他の塗装面)

(2) 画鋲

①場所 使用可 ○掲示板

使用不可 ×掲示板以外の場所

(3) ひっつき虫 KOKUYO から発売されている、ソフト接着剤

(原則) 塗装面を除きすべて使用可

※ただし、生徒会で原状復帰不可と判断した場所での使用は禁止とする。

(4) ペンキ、絵の具などの塗料

①種類 使用可 ○水性のペンキ、水性の絵の具・ポスターカラー・マジック

※使用する時は新聞紙などを広めに敷いて校舎を汚さない。

※手洗い場で筆等を洗う際に、手洗い場に汚れを残さないこと。

※水性ペンキは、乾くと耐水性になるので、汚した場合はすぐに拭き取ること

使用不可 **※水性・油性スプレー、**×油性のペンキ、×上記以外の絵の具類(原状復帰を困難にするため)

(5) 電動のこぎり 安全面から使用不可とする。

2 教室の使用規定→生徒会で危険と判断される場合は、その指示に従うこと

- (1)壁・天井
 - ①画鋲、クギ、ネジ、テープ類すべて使用不可。
- (2) 机・イス
 - ①画鋲、クギ、ネジ、テープ類すべて使用不可。

※ただし、机・椅子の脚(金属部分)のみ布ガムテープ・養生テープ(マスキングテープを含む)の使用 を認める。

(3) 教室照明

- ①装飾をしたり物をつるしたりすることを禁止する。
- ②照明機器を外すことを禁止する。

(4) 窓(室内環境)

- ①教室内の外窓を 2 か所(前後)と廊下側の窓を 2 か所(前後)と廊下の窓を 2 か所以上、それぞれ 20 cm 程度開け、常時換気すること。
- ②出窓に物を置かないこと。但し出窓の水平部分を布などで覆うことは可。
- ③非常時に備え、暗室化は認めない。
- (5) ロッカー・書棚・掲示板・教壇
 - ①ロッカーについては、画鋲、クギ、ネジ、テープ類すべて使用不可。 移動もさせないこと。(転倒の危険があるため)
 - ②掲示板は画鋲のみ使用可。
 - ③教壇の上に机等の物を置かないこと。
 - ④**晝棚や教壇、コピー機(特別教室)等の教室備品**は移動させないこと。

(6) 扇風機・エアコン・天吊プロジェクター(本体及び配管を含む)

- ①天井固定式プロジェクターを移動することを禁止する。
- ②装飾をしたり物をつるしたりすることを禁止する。
- ③エアコンの使用可能な時期・時間については、後日別途規定する。

(7) カーテン

- ①原則としてカーテンとして使用する。
- ②装飾をしない・汚さない。
- ③カーテンレールの使用不可

(8) 教室外(廊下)、出窓

①廊下の教室面の装飾は20cm以内で認める。

【体育館生徒使用心得】 (生徒手帳 p.51 より)

- 1 体育館は全校生徒の使用するものであるから、すべてについてよく協力し合い大切に使用する。
- 2 体育館の使用は学校行事・授業が優先し、部活動は生徒会規定による。
- 3 シューズは所定の体育館シューズを使用する。ただし部活動の場合は、競技に適するものに限り使用することができる。
- 4 部活動で使用する場合、開錠・施錠は保健体育科の許可を得て行う。
- 5 対外試合等に使用する場合は、前もって他の部と調整する。この場合、他校生徒もこの使用心得を遵守させる。
- 6 ホームルーム時の使用については、生徒会規定による。
- 7 使用中に破損したり、破損個所を発見したりした場合は、ただちに保健体育科主任に報告する。
- 8 放送・照明室等に入る場合は、関係教諭が付添う。
- 9 下記のことについて厳守する。
 - (1) 消火栓・警報機等は非常の場合以外絶対に触れないこと。
 - (2) 火気・水等を使用しないこと。
 - (3) 飲食をしないこと。
- 10 使用後は必ず整理・整頓をし、清掃をする。
- 11 使用者が上記の心得、その他該当規定に違反した場合は、その使用を制限する。